

事業系一般廃棄物の資源化施設及び処分業の許可方針

神戸市一般廃棄物処理基本計画における基本施策のひとつである「再生利用（リサイクル）の推進」を図るため、事業系一般廃棄物の資源化を進めることを目的として、事業系一般廃棄物の資源化施設及び処分業の許可方針を次のとおり定める。

なお、用語の定義については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）」、「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（以下、「条例」という。）」、「神戸市一般廃棄物処理施設指導要綱（以下、「要綱」という。）」に規定されているとおりとする。

1. 資源化対象品目

- (1) 全ての事業系一般廃棄物を資源化対象品目とする。但し、資源化施設ごとに処理できる品目を特定する。
- (2) 排出者や処分業者と情報交換を行い、事業系一般廃棄物のリサイクルの可能性を調査し、リサイクル可能品目などの把握に努める。
- (3) 特に市の処理が困難であるものや市の処理施設で受入量を制限している事業系一般廃棄物については、リサイクルに向けた事業者の主体的な取り組みを支援する。

2. 一般廃棄物の資源化施設設置の許可

- (1) 事業系一般廃棄物の資源化施設の設置を法、条例、要綱に基づき適正に審査し、許可する。
- (2) 事業系一般廃棄物の資源化を積極的に進めるため、資源化方法は限定しない。
- (3) 事業系一般廃棄物の資源化施設の設置許可に際し、特に必要と認められる場合を除き、資源化施設が処理できる品目に付加する制限を設けない。

3. 一般廃棄物処分業の許可

- (1) 事業系一般廃棄物に係る一般廃棄物処分業を法、条例、要綱に基づき適正に審査し、許可する。
- (2) 排出者がリサイクルしやすいよう処理料金の低減化を図るため、許可する一般廃棄物処分業者の数や資源化施設の処理能力を制限しない。

4. 資源化施設設置者、一般廃棄物処分業者に対する指導

- (1) 事業系一般廃棄物の資源化施設設置者、一般廃棄物処分業者に対して、定期的な立入調査やヒアリングにより資源化の状況を確認し、適切な指導を行うことにより、適正な資源化の推進を図る。
- (2) 要綱については、神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱との整合を図るよう見直しを行う。
- (3) 当面、神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱の維持管理基準に準じて指導する。

附則

この方針は、平成 24 年 1 月 18 日から実施する。